

正義論における規則と実践

——サールの言語論から読み解くロールズ——

加 藤 晋

概 要

本稿では、ジョン・ロールズの『正義論』を規則と実践の二つの概念から理解することを試みる。これらの概念は、ロールズの初期の作品における根幹をなすものだが、その後のロールズのプロジェクトにおいても重要な役割を果たすことを、ジョン・サールの『言語行為』に基づきながら明らかにする。特に、サールの構成的規則と制度的事実の概念は、ロールズの正義論における出発点となっている実践と深く結びついている。この点を鍵として、ロールズの初期の作品と『正義論』の連続性を示すとともに、理想理論と非理想理論の構造的解釈の一つを与える。

キーワード

正義論・規則・実践・言語・理想理論

I. はじめに

はたして、われわれは正義の問題について意味のあるかたちで論じることができるのだろうか。あるいは、それはどのようにして可能なのだろうか。20世紀の前半、正義や善の概念は曖昧で分析のできないものだという認識が広くあった。特に影響が大きかったのはG・E・ムア以来のメタ倫理学の隆盛の影響である¹。「Xという行為はよい」というような規範に関する命題は科学的に分析し難いものであるがゆえに、ただのプロパガンダに過ぎないという見方が受け入れられた。ヒューム流の事実と規範の二分法が現代的に蘇ることによって、「善」や「正義」について論じることが不可能であるとみなされてしまったのである。

1 ムア [Moore, 1903] の『倫理学原理』は規範的命題の機能に着目したメタ倫理学の嚆矢的作品であり、その後のメタ倫理学の発展に大きく寄与した。

こうした規範的概念をめぐる言説の潮流は、ジョン・ロールズの一連の研究が『正義論』[Rawls, 1971/1999]に凝縮されて出版されることにより大きく変わる事となった。『正義論』に続いてロバート・ノージックやロナルド・ドゥオーキンらの著作が出版されるなかで「善」や「正義」といった概念に対する懐疑的見方は後退し、いまでは正義論は哲学の一つの重要な分野とみなされている²。

ロールズは、正義論のもっとも中心にいる哲学者である一方で、きわめて特異な存在でもあるといってもよいかもしれない。それは、生涯を通じて、ロールズの扱うテーマについて著しい一貫性と統一性がある一方で、彼の方法論的立場が変化しているからである。むしろ、ロールズは複数の方法論上のアプローチを横断的に用いており、それらへの比重が時期によって大きく変化しているといった表現がより正確だろう。正義原理の妥当性を考えるにあたっては、市民の直観との整合性を重視する「反照的均衡」のアプローチだけでなく、「原初状態」のデザインが適切であること自体をもって正当性を主張する「カント的構成主義」のアプローチが用いられる。『正義論』以前のロールズの初期の著作のなかに両者ともに萌芽を見出すことができるが、これらのどちらがロールズの議論にとってより本質的であるかということについては、未だに論争となっている。ロールズ自身がどちらを重視するかということについても、一貫しているというより揺れ動いているようなのである³。一貫した方法論を用いてテーマを変える哲学者の多いなかで、このようなロールズの姿勢は標準的とは言い難い。

正義論の方法論を本格的に論じることは、ロールズの「制度」の概念にターゲットを絞って論じようとする本稿の議論の範囲を逸脱してしまう。ここでは、この問題がロールズ以前に政治哲学は存在したのかというテーマと強い結びつきを持っていることを指摘するにとどめたいと思う。ここで強調したいのは、ロールズの『正義論』の影響のもとになされた研究が膨大であるがゆえに、ロールズ以前に重要な政治哲学上の貢献があったことが見逃されてしまっている、ということである。つまり、英米圏には《概念分析》に基づいて議論を進めていくような政治哲学が50~60年代に発展していた⁴。ここで言うところの概念分析とは、日常的言語の遂行のなかでの特定の言語概念について、より上位の根本

2 ノージック [Nozick, 1974] による著作は現代リバタリアニズムの古典であり、ドゥオーキン [Dworkin, 2002] の功績は現代における平等論の標準的視座を確立したことである。

3 この点については、アレキサンダー・カウフマン [Kaufman, 2018] による著作によって包括的に取り扱われている。カウフマンのロールズ解釈に対する批判的解説については、今回の『社会科学研究』に所収の宮本 (2020) による書評を参考にされたい。

4 レオ・シュトラウスやハンナ・アーレントといった思想史のアプローチに基づく政治哲学が存在したことも忘れてはならないだろう。ただ、これらの著作家たちが重要なものであることは間違いないが、ロールズと彼らの哲学的作業のあいだには大きな乖離が存在するため、ロールズとの連続性は見出し難い。

概念を用いながら、その本質的な機能を析出するものである⁵。ブライアン・バリーなどを代表とした、オックスフォード日常言語学派の影響下で政治学・法学の基礎研究を行う研究者たちによって広く受け入れられたものである。こうした概念分析は、現代のロールズ以降の政治哲学においても重要な分析的ツールとなっているのであり、この意味で、ロールズの貢献を評価するにあたっては無視できないようなものであると言わざるを得ない。

つまり、ロールズの正義論が政治哲学の発展に貢献した程度はきわめて大きなものであることには疑いの余地はないが、ロールズがそれ以前の政治哲学から受け取ったものも決して小さくないのである。『正義論』を一度読めば直ちに理解できるように、ロールズの独特な構想は、同時代の経済学や法学の研究、そして倫理学の当時の潮流を、広く吸収するなかで熟成されたものなのである⁶。井上（2017）が強調するように、ロールズはそれ以前の政治哲学の影響を少なからず影響を受けるかたちで彼の正義論の研究をはじめたと見るべきなのである⁷。

以下では、50年代のロールズの論文とそれを成熟させた『正義論』から政治哲学のアプローチとしての概念分析について考えてみたい。本稿では、特に、ロールズの正義論を「規則」(rule)と「実践」(practice)の二つの概念から考察する。初期のロールズの論考においては、この二つの概念は極めて重要な地位を占めている。この役割を検討するために、ジョン・サールの最初期の作品である『言語行為』[Searle, 1969]における言語哲学的制度論を指針としながらロールズの内容分析を読むということを試みる。ここでは、ロールズ自身がサールの分析を基礎とした事実がどの程度あるかという問題や、ロールズ政治哲学全体の厳密な解釈に沿うことなどにはあまり注意を払わないことにする。ロールズのテキストに基づいて、彼の制度に対する見方が、どれほどまで概念や言語の分析の問題と結びついているかを示すことが、ここでの主たる目的である。

本稿の目的を遂行するためには、ロールズの初期の重点を置いてキャリアを振り返っておくことが便利かもしれない。ロールズは、プリンストン大学で学位を取得したのち、イギリスのオックスフォード大学に留学している。イギリスに渡る前に出版していた論文は、「倫理上の決定手続きの概要」[Rawls, 1951]のみである。イギリスでは、J・O・

5 井上（2017）の第1章を参照されたい。

6 例えば、『正義論』第三部ではジャン・ピアジェの発達心理学の研究まで参照されており、制度の構築が人々の道徳心理にどのように影響を与えるかなどの検討に役立てられている。

7 本稿の主たる狙いは、ロールズの制度論の基盤を探るというものだが、副次的狙いは、井上（2017）で論じられた、ロールズの政治哲学に先行する日常言語学派の政治哲学の意義を探ることである。サール自身の分析には政治哲学的な色彩は薄いわけだが、ロールズ正義論に埋め込まれた概念分析的側面を示すことにより、ロールズ以前と以降の政治哲学の結びつきについて思考する道具が得られないかと考えている。

アームソンやハーバート・ハートらから影響を受けた⁸。特に、1955年に出版された「二つのルール概念」[Rawls, 1955]には、ロールズがその時代の哲学的潮流を強く意識して書いた部分が多くみられる。その後、概念分析をさらに発展させ、1958年に「公正としての正義」[Rawls, 1958]論文を出版し、『正義論』の構想の直接的基礎となるものを定式化している。この論文以降は、「公正としての正義」プロジェクトを補強し、拡張するかたちで思考を積み重ねていき、1971年に『正義論』として思想の全体像をまとめることとなる。『正義論』に至る過程で、ロールズは少なからず経済学やゲーム理論などの影響を受けたようである。同僚でもあったケネス・アローらによって経済学の理論分析が強力に推し進められており、コンテンポラリーな研究に対して敏感なロールズはそれらをかかり参考にしたように思える⁹。そのため、『正義論』のなかには、初期の論文に強く見られる概念分析的アプローチに加えて、当時の理論経済学の分析の影響が色濃く見られる。その後、『正義論』への批判へと応答するかたちで、70年代後半から後期の作品群に向けて論文を積み重ねてゆくこととなるが、そのなかでもロールズのアプローチは再び変化していくこととなる。

ところで、サールとロールズを並べて論じることは決して不自然なことではない。ロールズは、『正義論』のなかで『言語行為』を何度か引用しているが、このサールの著作はロールズの最初期の著作よりは後のものであって、初期ロールズ思想にサールの影響があるはずもないわけだが、ロールズが『正義論』へとたどり着くなかで実際にその重要性に気づいた部分があるのではないだろうか。一方、サールは『言語行為』のなかで直接的にロールズに対する言及を行ってはいない。しかし、サールは後年書いたエッセイのなかで、ロールズの「二つのルール概念」論文がサールの言語行為論におけるコアとなるアイデアを提示した最初期の研究であることを指摘している (Searle, 2018)。この意味で、オックスフォードを訪ねた二人のアメリカ人哲学者は双方向に影響を受けており、以下で行う試みは奇抜なものだとは思われないのである。

II. ロールズにおける規則と実践

ロールズは、『正義論』の序文において、功利主義よりも理にかなった代替案を示すと

8 このころの彼らの論文で影響力の大きかったものとしては、Urmson (1953) および Hart (1955) を挙げることができる。また、Hare (1952) による道徳の言語分析もきわめて重要なこのころの貢献である。

9 Arrow (1951; 1963; 2012) は個人の選好から社会的価値を構成するためのルールを分析することを目的とする社会的選択理論を創始したが、特にこの分野は正義論との密接な結びつきを持っている。

いうことを目標に掲げ、社会契約論を復活させると宣言している¹⁰。ロールズによれば、『正義論』の主題は「主要な社会制度が基本的な権利と義務を分配し、社会的協働が生み出した相対的利益の分割を決定する方式」¹¹である。このことからして、『正義論』の方法論上の構造を理解する上で、もっとも根幹となる部分が「社会制度」という概念にあるように思われる。

ロールズの「正義」の概念は、まずもってこの社会制度が正義に適っているかどうかを判断するものだという理解する必要がある。ここで問われているのは、「正義」という言葉の適用範囲である。「ある個人 A がある行為 X を行なったが、これは正しい行いとは言えない」というような命題群を一義的なターゲットとしているのではなく、「ある個人の行為を裁く制度 I は正しいものでない」というような命題群が念頭に置かれているのである。つまり、社会制度の正・不正を判定するための正義概念が問われている。

ある倫理学説が、制度をターゲットとするか、それとも個人の行為をターゲットとするかという問題は、古くからあるものであり、決して新しい切り口とは言えない。ベンサム功利主義思想においても、この問題は重要な論点となっている。この点は「最大多数の最大幸福」というスローガンを適用されるのがどのような主体かという問いを考えることで明確になるかもしれない。二つの場合がある。一つは、各個人が利己主義や義務論的制約を行動原理にするのではなく、功利主義に従って行動することを要求するような立場である。もう一つは、政策決定や法律の改定は、功利主義に従って行わなければならないという社会原理としての功利主義である。ベンサムは両者を重視しており、これら二つのどちらも功利主義の支柱と考えられていた。

ところで、「二つのルール概念」論文においては功利主義が詳細に検討されており、ロールズは、ある種の「規則功利主義」を伝統的な「行為功利主義」と対比しながら検討している（ロールズは、行為功利主義を「要約的」と表現している）。そこでなされていることを規則功利主義の擁護とみなせば、ロールズは 55 年と 58 年の間に大きな思想的変化があったと考えなければなくなってしまうわけだが、実のところは、そのように理解されるべきではない。ロールズがそこで主張しているのは、行為功利主義に比べた際の規則功利主義の優位性を示しているということであって、規則功利主義を積極的に擁護しようとするようなものではない。せいぜい消極的なかたちでの擁護と見るべきであり、ロールズのそこでの真の目的は、規則とそれを機能させる全体としての実践の役割を明らかにすることなのである。

「二つのルール概念」論文は、「ある実践 (practice) を正当化することと、その実践に

10 ロールズ『正義論』（2010、邦訳、xxi 頁）。

11 ロールズ『正義論』（2010、邦訳、11 頁）。

該当する個別的行為を正当化することとの区別の重要性を明らかにしてみたい¹² という冒頭の一文から始まる。そこにおいて、ロールズは、実践について次のように述べている。

「私は、「実践 (practice)」ということばを、諸ルール of the 体系によって定められるどんな形式の活動をも意味する一種の専門用語として一貫して用いており、その諸ルールの体系は職務、役割、処置、罰則、弁明などを明確にし、その活動にその構造を与えているものである。例として、諸々のゲームや儀式、裁判、議事を思い浮かべることができよう」
(ロールズ『公正としての正義』1979, 邦訳, 324 頁)

実践は、ルールによって特徴付けられる広いクラスの社会的活動を表現している。きわめて単純な実践としては、「じゃんけん」のようなものが考えられる。じゃんけんにおいては、各個人は、手の出し方として三つの選択肢が与えられ、そのいずれかを同時に出すことにより、引き分けを含めた勝敗が確定する。このとき、「グーはチョキに勝利する」とか、「遅だしをした場合には、負けとなる」というようなことがゲームのルールとなる。各人の役割やそれぞれが持つ選択肢、そして、勝敗の決め方が明確にされていることはじゃんけんが実践であることの証左である。ロールズは、社会を構成している制度も実践の一つだと捉える。つまり、まさに人びとの権利と義務を明らかにして、資源配分を定めるルールによって成り立っているのである。

実践としての社会という見方を採用すると、実践と人びとのあいだの関係についての新たな視点が生まれるのである。じゃんけんをする目的はなんだろうか。何かみんなで意見の対立があるとき、手っ取り早くて全員にとって有益な調整として、じゃんけんを行う場合などがすぐに思い浮かぶ。いったんじゃんけんを始めた後に引き分けが続くとき、手っ取り早く決めるという本来の目的のために、誰か一人が、これ以上時間をかければ誰も得をしないが故に、自分がグーを出すから他のみんなはチョキを出してくれ、と主張することは妥当なのだろうか。たとえ、それが実際全員にとって有益だったとしても、このような主張には疑問を感じてしまう。次のロールズの主張は、まさにこの問題に迫るものである。

「チェスないし野球のゲームが現在のままで満足すべきものであると論ずる場合、あるいはそのゲームはいろいろな点で改められるべきだと論ずる場合、功利主義的（ないし禁欲的）理由をもちだすのは妥当であろうが、しかしゲームのプレイヤーがはず

12 ロールズ『公正としての正義』（1979, 邦訳, 289 頁）。

れかの駒を動かしたりプレーをしたりする理由としてこのような功利主義的考慮に訴えることは本来はできないのである。」

(ロールズ『公正としての正義』1979, 邦訳, 305頁)

これに従えば、社会制度が功利主義に従って構築されていたとしても、われわれは特定の個人がその社会制度のなかで功利主義に基づいて行動していないことを非難することはできない。そこで、約束という実践の存在する根拠が功利主義に基づくものだったとしても、功利主義は約束を破る根拠にはなり得ないのである。

「実践が功利主義的根拠によって正当化されるのであれば、約束者にも自分の約束を守るべきかどうかを決めるために功利主義的議論を用いる完全な自由があるにちがいないと考えることは間違いである。実践はこの一般的な弁明を禁じているのであり、しかもこれを禁ずることが実践の目的である」

(ロールズ『公正としての正義』1979, 邦訳, 305頁)

ロールズはこの論文のなかで、功利主義的根拠を強調しているが、功利主義であることが問題の本質ではない。功利主義を超えて一般化した原理について同じように考えることができる。すなわち、何らかの社会的原理 a を用いて実践を正当化し、構成したものとしてみよう。このとき、実践で与えられた規則が支持する行為 X ではなく、別の行為 Y を行った方が社会的原理 a により沿ったようなものであったとしても、 X を行うべきなのである。ロールズは、この論文のなかで規則功利主義の立場は厳密には採用しておらず、暫定的に功利主義を利用していることは先に述べたが、実際にそこでの本質的命題は功利主義に限らず一般的な社会的原理 a について成り立つのである。

ロールズはオックスフォード大学での交流によって大きな影響を受けたアームソンの規則功利主義の一種をここで検討しているわけだが、その立場を単純な規則功利主義と理解するのは誤りだと思われる。それは、ロールズが規則そのものについて根本的でアイデアを提案しているからである。論文のタイトルに示されるように、ロールズは二つの規則の区別を行うのである。一つは、「要約の見方」と呼ばれるもので、それは、規則は各事例に対して功利主義ないしは何らかの原理を適用した記録の要約とみなす（ロールズ『公正としての正義』1979, 邦訳, 309頁）。そのような要約の見方のもとでは、「事例 A に対して功利主義が支持する行為は X である」というような命題が中心的な役割を果たす。これに対して、「実践的考え方」という規則のもう一つの考え方は、規則を構成するものとして捉える。実践を構成するルール役割とは何だろうか。ここで、サールの言語哲学に

耳を傾けてみることにしたい。

Ⅲ. サールの構成的規則とロールズの社会制度

さて、サールの言語哲学が正義論へと関わる部分を中心に検討していくことにしよう。サールの哲学は、80年代以降、適用範囲の大きな拡がりによって、言語哲学を越えて社会科学との関わりを持つに至っているが、ここではサールの初期の言語哲学に関する研究にターゲットを絞ることにする。彼の研究のその後の大きな発展を含めても、その哲学の最もコアな部分をなす概念は、以下の言語哲学に関するものだと言えることは指摘するに値するかもしれない。サールの名前を特に有名にしたのは、「である」(“is”)という事実の命題から、「すべし」(“ought to”)という規範の命題を導く道筋を示した論考 [Searle, 1964] だろう。ヒューム以来の事実と価値の二分法のリバイバルによって、規範分析に対する懐疑的見方が広がっていたことは最初に述べたが、サールの論考は事実と価値のあいだの何らかの結びつきを示すものであり、当時荒涼としていた規範分析にとっては息を吹き返す上での大きな弾みとなったと言える。この論考を拡張した内容は、『言語行為』の最後のパートに整理されるかたちで収録されている。サールの導出過程を理解するには、彼の言語哲学上の概念を説明しなければならないが、ひとまず、サールによる有名な命題群を引用しておくことにする。

- (1) Jones uttered the words “I hereby promise to pay you, Smith, five dollars.”
- (2) Jones promised to pay Smith five dollars.
- (3) Jones placed himself under (undertook) an obligation to pay Smith five dollars.
- (4) Jones is under an obligation to pay Smith five dollars.
- (5) Jones ought to pay Smith five dollars.

(Searle, 1964, p 44)

サールによれば、命題 (n) から命題 (n+1) が帰結する。命題 (1) はジョーンズの発言を扱った事実の命題であるのに対して、そこから最終的に得られる命題 (5) は「すべし」(“ought to”) を含んだ規範的命題となっている。命題 (n) から命題 (n+1) という手続きが、 $n=1$ から $n=4$ まで正しいのであれば、事実の命題から価値の命題が得られたということになる。

それぞれの命題のつながりは決して不自然なものではないが、注意しなければならない

のは、いわゆる形式論理の意味での含意とはなっていないということである。ジョーンズが5ドル支払うという約束をすると発言したことが、実際に約束したことを常に含意する訳ではないのである。例えば、演劇のなかで、「5ドル支払います」と話したような場合には、それは実際に約束している訳ではない。他にも、日常生活の友人同士の会話のなかで、冗談で発言するというようなこともあるだろう。こうした場合には、そのような発言があっても実際に支払うべきだとは思われない。命題(1)にある発言内容に基づいて、実際に約束したという命題(2)が帰結するためには、社会的状況に関する条件が必要である。形式論理ではなく、いわば社会的論理の結果として、命題群がつながりを持つというのがサールの主張と言える。

命題(2)から命題(3)のつながりは、約束するという行為の定義の問題である。つまり、約束はある特定の行為にコミットする義務を約束者のあいだに与えるという社会的行為なのである。ロールズに沿って言えば、それは「実践」そのものなのである。この点については、命題(3)と命題(4)のあいだの関係も同様である。「自分に対して行為Xを行う義務を課す」ことは、「行為Xを行う義務を負う」ことを約束という実践は要求する。命題(4)から命題(5)も実践の機能の問題であることも見てとれよう。こうしたことを踏まえれば、結局、サールの事実から価値を導くことの本質は、実践あるいはそれを構成している規則の理解をすることにある。「二つのルール概念」論文のなかで、ロールズは次のように述べている。

「刑罰と約束行為が実践であることは疑いのないことである。このことは、約束行為の場合、「私は約束します」ということばの形式が、その実践の舞台装置やその実践によって規定されている諸条件を前提にした遂行的言明であるという事実によって示されている。「私は約束します」ということばを発することが約束行為となるのは、その実践が存在している場合だけであろう」

(ロールズ『公正としての正義』1979, 邦訳, 321頁)

サールとロールズにとっては、実践の存在が義務の概念を紐解く鍵なのである。

サールは、重要な二つの規則概念の区別を導入している。第一のものは、「統制的規則」(regulative rules)である。サールによれば、それは「エチケットに関する規則がその規則とは独立に成立している個人間の関係を統制するという例にみられるように、既存の行動形態をそれに先行して、またそれとは独立にそれを統制する」¹³。第二のものは「構成

13 サール『言語行為』(1986, 邦訳, 58頁)。

的規則」(constitutive rules)である。構成的規則は、それ自体が新しい規則を生み出しているようなクラスの規則である。つまり、規則自体を構成し、その構成した規則を統制するというようなものである。サールによれば、「統制的規則が既存の活動、すなわち、その規則と論理的に独立に成立している活動を統制するにすぎないの〔に〕対して、構成的規則は、成立の如何そのものがその規則に論理的に依存する活動を構成(し、また統制する)」¹⁴。

この二つのルールの違いは、次の点によって明確になる。それは、命令文として書き換えられるかどうかである¹⁵。例えば、「Aの場合には、Bを行わなければならない」という規則は、「Aの場合には、Bをなさい」という命令文に書き換えられる。ある規則がこうした書き換えが可能な場合、それは統制的規則である。これに対して、構成的規則は命令文によって置き換えることができない。それは、ある活動を定義するものであるがゆえに、同義反復的性格を持つこととなる。サールは次のように説明する。

「構成的規則はこれと〔統制的規則と〕まったく異なる形式で表現されることがある。たとえば、「チェックメイトがなされるのは、キングがいかにようにに動こうとも攻撃を免れ得ないような仕方で攻撃されたときである」あるいは、「タッチダウンが得点となるのは、競技者の一名が敵陣中においてボールを保持している場合である」などである。…〔中略〕…要するに、チェックメイトの規則やタッチダウンの規則とかは、チェスにおけるチェックメイトあるいはアメリカンフツトポールにおけるタッチダウンを「定義する」ものでなければならない

(サール『言語行為』1986, 邦訳, 59頁)¹⁶

すぐに見て取れるように、この構成的規則は、まさにロールズがいうところの実践を織り成す規則なのである¹⁷。そして、この構成的規則の機能が、約束という事実から義務という規範を生成しているのである。この約束したという事実は、実践や制度を前提した事実という点で興味深い。これらは、「地球は丸い」という知識や、ある人物が「5ドル払

14 サール『言語行為』(1986, 邦訳, 58頁)。カッコ内の「に」は加藤による補足。

15 サール『言語行為』(1986, 邦訳, 59-74頁)を参照。

16 カッコ内は加藤による補足。

17 ロールズは、『正義論』の第二章においてサールの構成的規則の定義を受け入れながら次のように述べている。「制度を構成するルール(constitutive rule)と戦略や格率(strategies and maxims)との区別に留意する必要がある。前者はその制度内の多種多様な権利および義務などを制定するものであり、後者は特定のねらいをもって当該の制度を最大限利用するための仕方を定める」(ロールズ『正義論』2010, 邦訳, 78頁)。戦略や格率が持つ機能は要約的見方あるいは統制的規則に近いものだが、正義論の構造に沿って理解されていることが見てとれよう。

います」ということを述べたという事実と区別されなければならない。科学的知識や声を発生したという事実は、いっさい実践や制度にその命題の真偽が依存しないという点で、「生の事実」(brute facts) と呼ばれるのである¹⁸。これに対して、約束、タッチダウン、チェックメイトというような概念を含んだ命題の真偽は、社会制度あるいは実践の存在を前提とする。サールは、これらを「制度的事実」(institutional facts) と呼ぶのである。サールのアプローチで事実から価値の命題を導く場合には、このような制度的事実が事実の命題に含まれていなければならないのである。

義務を生じさせる構成的規則と前提となる制度的事実が真であるならば、義務が生まれるというサールの議論は明快なものに見える。しかし、この義務が生じるプロセスは、同義反復的なかたちで与えられるということに注意しなければならない。「行為 X をすることを約束した場合には、行為 X をしなければならない」という命題は、「約束をした者は、それを行う義務を自身に課した事になる」という約束という実践に含まれる構成的規則に従って導かれるのである。なぜチェックメイトになれば負けなのか、タッチダウンはなぜ6点の得点となるのか、じゃんけんでグーがチョキに勝つのはなぜか、そして、なぜ約束は守られなければならないのか。こうした疑問は、この構成的規則だけを眺めるだけではわからないのである¹⁹。

こうした疑問を踏まえて、このような構成的規則自体を、あるいは実践をどのように創造し、改訂することができるのだろうかという問題に取り組むというのが、「公正としての正義」における企図なのではないか。つまり、社会制度という実践は「公正」(fairness) という概念に基づいて構成的規則がつけられなければならないというのがロールズの根源的動機と捉えられる。このように理解すれば、ロールズが社会契約論へと向っていったのは、構成的規則自体を設立させるための手続きを模索した結果と見ることができよう。

「公正としての正義」論文からどのような流れで社会契約へと向かうかについて確認してみたい。実践を規律するところの構成的規則の正当性を考えるためにロールズは、すでに確立された実践を持つ人びとから成る社会を想像するところから議論を始める²⁰。参加者は、実践の意味を理解することができ、そこに参加することの意味や経済的帰結を予想することができると思定される。これを前提として、ロールズは次のように述べるのである。

「これらの人々は、すでに確立された共同の実践に携わっていると考えられるから、

18 サール (1986, 邦訳, 88 頁) を参照。

19 サール (1986, 邦訳, 60 頁) を参照。

20 ロールズ (1979, 邦訳, 37 頁) を参照。

彼らが始めてこれらの実践をどのように設立するかを審議するために一堂に会すると想定することは問題にならない」 (ロールズ『公正としての正義』1979, 邦訳, 39頁)

ここで、興味深い点は実践という概念が、社会契約という仮想的事業の操作的含意の理解を容易にしていることだろう。ホブズやロックは社会契約を歴史的事実として描写するが、これは明らかな事実に関する間違いである。そこで、ルソーやカントのように、それを仮想的手続きと考えるしかないわけだが、それは、きわめて人工的かつ恣意的な作業となってしまうかねない。アメリカン・フットボールやチェスの構成的規則は時折事情に応じて変更される。それは、実践の修正であり、その修正を行うための何らかの変更手続きが必要であって、それは事実として存在する。社会制度とゲームやスポーツを、実践という同じクラスにあてはめて考えることにより、ゲームやスポーツにおいて事実として行う構成的規則の設定という操作を、社会制度の設立という仮想的な操作と結びつけて考えることができる。これは、実践と構成的規則という概念を導入する大きなメリットである。

初期作品だけでなく、『正義論』においても規則の概念は決定的な役割を果たすことを強調しておきたい。規則が決定的であるのは、ロールズの構想そのものが、規則の束としての社会制度の構想のもとに成り立っている点にある。つまり、社会制度は、社会構成員の全てが受け入れているところの構成的規則の集合として理解されているのである。結局のところ、正義にかなった構成的規則を考察することがロールズの「公正としての正義」の主題なのである。このことはどのような哲学的意味を持つのだろうか。

IV. 非理想理論と制度理解

近年、アマルティア・センがロールズの正義論の構想を方法論的な部分も含めて批判を行っている (Sen, 2009)。そのなかで本稿の議論と直接結びつくのは次のようなものだろう。

「もしある社会で起こったことの正義が、制度的特徴と実際の行動の組み合わせと、社会の達成を決める他の影響に依存しているなら、実際の行動… [中略] …にかかわりなく、「公正」な制度を特定することは可能か」

(セン『正義のアイディア』2011, 邦訳, 121頁)

センによれば、適切に社会制度を選択したからといって、人びとが合理的な行為を行うこ

となどは期待できないのである。それゆえ、社会制度だけで正・不正を問うことはナンセンスである、というのが彼の主張の要諦である。すると、社会制度とそれもとでの人びとの行動を包括的に捉えなければならないということになるが、このことが正しければ、「正義」の概念のドメインを社会制度だけに絞ってしまうロールズのアプローチはその出発点において大きな難点を抱えていることになってしまう。実際、ロールズの正義論を批判的に検討したうえでセンが提唱するところの潜在能力アプローチでは、社会のなかで最終的に起きた事態も重要な福祉の要素と扱われているのである。

ロールズは正義論の分析的枠組みに対するこのような批判に対して、どのような応答をするのだろうか。構成的規則を制度の本質だとみなすことにより、人びとの行為に対して正義を問うのではなく、社会制度の正・不正について論じることにロールズの本質的問題提起があると認めるのであれば、こうした批判を簡単に受け入れることはできないはずである。実践としての社会制度における構成的規則は、社会的行動そのものを定義しているものである。つまり、構成的規則は社会的行動に先行する。この場合、先行するものを先んじて検討することのメリットは大きい。もし先行する規範的規則と行動を同時に考慮に入れて、何が正義にかなっているのかということを考えるならば、素朴な直観主義へと陥りかねない。ロールズが持つ方法論上のメリットは、構成的規則を制御する原理の導出、原理の適用、それに対する人びとの社会的応答という順序立てたステップを踏んで正義にかなった社会を考えることで、素朴な直観主義を免れた反照的均衡という原理の正当化を行うことが可能となっていることである。先行する構成的規則を行動に先んじて理にかなっているか検討している点はその鍵となっている。こうしたことから、公正な制度を追求するということは、ロールズの分析的枠組みの支柱なのであり、簡単には放棄できるものではないのである。

ところで、ロールズは『正義論』のなかで約束の問題を再び取り上げている。特に、構成的規則の機能の問題を超えて、約束を果たす責務がどこからくるのかという問題が検討されている。興味深いことに、ロールズは「約束を定義により正義にかなった実践として捉えるつもりはない」²¹と述べている。約束を守らないことが不正とは限らないのである。では、どのようにして約束を守る責務が生まれるのだろうか。ロールズによれば、まず、それは守るにたるものでなければならない。正義にかなう実践のもとでかわされた約束は、「真正な約束」と呼ぶことができ、そうでない約束と区別される。このような約束自体は「構成的な規約に過ぎない」²²が、われわれは正義にかなった実践のなかでお

21 ロールズ『正義論』（2010、邦訳、457頁）。

22 ロールズ『正義論』（2010、邦訳、457頁）。

互いに協力し合うように責務を果たすように、個人の道徳原理を持つこととなる（公正原理）²³。社会に参加して利益を得ている以上は、自分のすべきことを成さなければならないという個人の行動原理こそが、真正な約束を守らなければならないという責務を生み出すのである。

『正義論』におけるロールズは、実践というものの存在だけでは約束を守る責務は生じないと考えているようである。つまり、サールの考えるような発話行為（と構成的規則）だけでは不十分だと考えている。社会参加している人びとが、正義の諸原理をもとにして、実践全体を理解して、そこへ参加することの意義を認めたくて、社会的存在として自分自身の行動に制約をかける責務を持って初めて「約束は守られるべき」と考えられるのである。センが述べるように、ロールズは正義にかなっているかどうかは行動と独立に、制度を基礎として定められると考えているが、行動や人々の感覚を無視しているわけではないのである。

私見によれば、構成的規則に基づいてロールズの分析的枠組みを捉えることは、正義論の理論的理解を深める。2010年以降の正義論で重要と考えられている問題の一つは、ロールズの正義論における「理想理論」と「非理想理論」の区別である²⁴。理想理論においては、人びとが原初状態において選択した正義原理を遵守することが想定され、また、悲惨な状態を避けるだけの十分な社会的資源が存在することも想定されている。より広く解釈すれば、政治哲学的問題を考えるために有利な社会的条件が揃っている場合に、正義にかなった社会の姿を考えるのが理想理論である。これに対して、そうした条件が整っていないような場合について考えるような議論を非理想理論と呼ぶわけだが、非理想理論における正義原理の遵守の問題は、社会制度の要素である構成的規則に立ち返って考えてみることで、より分析的に理解できるように思われる。

ここで、構成的規則を踏まえれば、非理想理論は二つの類型に区別されるべきである。第一に、構成的規則を理解しながらも、あえてそれを違反するような行為を繰り返すような人びとが多いような場合に、どのように正義論は対応すべきなのだろうか、という問題である。戦略的な観点から制度を逆手に取ることで自分にとって有利になるようにしようとする個人がいれば、全体の社会状態はみすばらしいものになってしまうかもしれない。第二に、構成的規則を構成的規則としてみない人びとが多くいるような場合に、どのように評価を下すことができるのだろうか、という問題がある。ここでは、構成的規則自体を理解できないような個人が存在するがゆえに、たとえ制度が正義に適っていたとしても、

23 公正原理については、ロールズ『正義論』（2010）18節を参照されたい。

24 ロールズの理想理論と非理想理論に関する有用な論考は、Simmons（2010）によるものである。そこでシモンズは、セカンドベスト理論という非理想理論の捉え方を批判している。

人びとの行動まで考慮に入れるとすれば、社会全体の状態は決して有利なものとは言えないような場合が考えられている。

構成的規則に関する非理想理論の区別は重要な含意を持ちうる。第一の類型の非理想理論のもとでは、人びとが戦略的に行動するために、戦略的行動に弱いような実践の機能が落ちてしまい、実質的に選択可能な実践の集合が制約される。しかし、人びとは実践の要求することそのものは理解できるのであり、立法者が十分にそうした人びとのインセンティブを理解できるのであれば、可能な実践のなかからもっとも正義にかなったものを選択することは遂行できる。社会契約論的な政治的構想は、制約を受けるかたちでありながらも不可能ではない。これに対して、人びとが実践自体を理解することがないとすれば、実践の改訂や設立を社会構成員に議論させるような契約プロセスは不可能となってしまふ。すなわち、この類型の非理想理論においては、より深刻な理想からの乖離が生じ、実践にもとづく政治的構想そのものを諦めざるをえない。

構成的規則から捉えた非理想理論の含意については、ここで分析するだけの十分な紙面はない。しかし、上述のことが示すのは、センが批判するところの正義にかなった制度を構築するというロールズの試みを理解するためには、実践と構成的規則という基礎的概念に立ち返って分析することで意義のある正義論の理解を与える可能性があるということである。

本稿では、サールの言語哲学における規則の概念をもとにして、ロールズの制度概念の理解を試みようとしてきた。私見によれば、この一見ありきたりな概念を紐解くことは『正義論』の第二部「制度」を、より根源的部分から理解するためにも欠かせない作業である。しかし、本稿で達成できたことは、サールとロールズのあいだの幾分かの重要なつながりを示したという程度に過ぎない。さらなる議論の発展が必要であり、これはロールズの政治哲学をその中心において「概念分析」という点で、政治哲学の方法論上も興味深い貢献となりうるのではないだろうか。

《付記》

ジョン・サールは、2019年にセクシャルハラスメント問題によって長年勤めてきたカルフォルニア大学バークレー校から名誉教授の地位を剥奪された。本企画と本稿の構想を考え始めた矢先のことであって、ロールズのテキストをサールの哲学から読み解くという本稿のテーマを本質的に変更するかどうかについては悩まざるをえなかった。最終的には、『言語行為』がロールズの正義論に対して持つ意味の大きさを鑑みて、最初の構想を維持して本稿を書き上げることにした。

また、本稿における引用については、参考文献に示されている邦訳を用いている。

謝辞

本研究は、日本学術振興会科学研究費補助金（基盤C）の助成を受けたものである（課題番号18K01501）。また、2019年度に社会科学研究所内で8回ほど開催された研究会「21世紀のリベラリズム」での議論に大きな刺激を受けた。特に、2018年度に関連するテーマを議論する機会の多かった平見健太氏、そして研究会の立ち上げ段階から方向性などについて話し合った井上彰氏と宇野重規氏に感謝したい。

参考文献

- [1] Arrow, K. J. (1951; 1963; 2012), *Social Choice and Individual Values*. 1st ed. (1951), New York: Wiley; 2nd ed. (1963), with 'Notes on the theory of social choice,' New York: Wiley; 3rd ed. (2012), with 'Foreword to the third edition' by Eric Maskin, New Haven: Yale University Press.
- [2] Dworkin, R. (2002). *Sovereign Virtue: The Theory and Practice of Equality*. Cambridge MA: Harvard University Press. (R. ドゥオーキン『平等とは何か』小林公・大江洋・高橋喬治・高橋文彦訳, 木鐸社, 2002年)
- [3] Hare, R. M. (1952). *The Language of Morals*. Oxford: Clarendon Press (R. M. ヘア『道徳の言語』小泉仰・大久保正健訳, 勁草書房, 1982年)
- [4] Hart, H. L. A. (1955). Are there any natural rights?. *The Philosophical Review*, 64(2), 175-191.
- [5] Kaufman, A. (2018). *Rawls's Egalitarianism*, Cambridge: Cambridge University Press.
- [6] Moore, G. E. (1903). *Principia Ethica*. Cambridge: Cambridge University Press.
- [7] Nozick, R. (1974). *Anarchy, State, and Utopia*. New York: Basic Books. (R. ノージック『アナーキー・国家・ユートピア』嶋津格訳, 木鐸社, 1995年)
- [8] Rawls, J. (1951). Outline of a decision procedure for ethics. *The Philosophical Review*, 60(2), 177-197. (J. ロールズ『公正としての正義』, 田中成明編訳, 木鐸社, 1979年, 第7章)
- [9] Rawls, J. (1955). Two concepts of rules. *The Philosophical Review*, 64(1), 3-32. (J. ロールズ『公正としての正義』, 田中成明編訳, 木鐸社, 1979年, 第8章)
- [10] Rawls, J. (1958). Justice as fairness. *The Philosophical Review*, 67(2), 164-194. (J. ロールズ『公正としての正義』, 田中成明編訳, 木鐸社, 1979年, 第1章)
- [11] Rawls, J. (1971/1999). *A Theory of Justice*. Cambridge MA: Harvard University Press, 1971; *Revised edition*, 1999. (J. ロールズ『正義論 [改訂版]』川本隆史・福岡聡・神島裕子訳, 紀伊國屋書店, 2010年)
- [12] Searle, J. R. (1964). How to derive "ought" from "is". *The Philosophical Review*, 73(1), 43-58.
- [13] Searle, J. R. (1969). *Speech Acts: An Essay in the Philosophy of Language*. Cambridge: Cambridge University Press. (J. サール『言語行為』坂本百大・土屋俊訳, 勁草書房, 1986年)
- [14] Searle, J. (2018). Constitutive rules. *Argumenta*, 4(1), 51-54.
- [15] Sen, A. K. (2009). *The Idea of Justice*. Cambridge MA: Harvard University Press. (A. K. セン『正義のアイデア』池田幸生訳, 明石書店, 2011年)
- [16] Simmons, A. J. (2010). Ideal and nonideal theory. *Philosophy & Public Affairs*, 38(1), 5-36.
- [17] Urmson, J. O. (1953). The Interpretation of the Moral Philosophy of JS Mill. *The Philosophical Quarterly*, 3(10), 33-39.
- [18] 井上彰 (2017)『正義・平等・責任』岩波書店.
- [19] 宮本雅也 (2020)「書評: Alexander Kaufman, *Rawls's Egalitarianism*」社会科学研究, 71 巻, 1 号.